

入札心得書

1. 入札の一般的注意

- (1) 入札執行の時刻までに必ず出席すること。
- (2) 入札を辞退する場合は、事前に連絡すること。
- (3) 入札者は、平成28年9月23日（金）午後3時までに「入札参加申込書」をセンターに提出した者、又はその代理人とする。
- (4) 入札者が代理人であるときは、入札前に委任状を提出し、確認を受けた後入札しなければならない。
- (5) 入札中は、入札者間の私語及び不必要な立席を禁ずる。
- (6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2. 入札書についての注意

- (1) 入札書の住所氏名は、法人の場合は所在地、名称及び代表者の職氏名を記入して、代表者印を押印すること。代理人入札の場合は、委任者の住所及び氏名の下に「代理人」の表示をして、代理人の住所及び、氏名を記入し押印すること。
- (2) 入札金額はアラビア数字で、ペン又はボールペンで記入し、頭書に¥の記号を付記すること。
- (3) 入札書の記載事項について訂正又は字句を挿入したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。
- (4) いったん投かんした入札書は、取り替え、訂正又は取り消しすることはできない。

3. 無効の入札

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札書の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札
- (4) 入札者の記名及び押印を欠く入札
- (5) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに談合によると認められる入札
- (7) 同一事項の入札について他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (8) 所定の入札箱に投かんしなかった入札
- (9) 不正の行為があった入札
- (10) その他入札に関する諸条件に違反した入札

4. 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以上の価格で入札をした者のうち最高価格の者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が、二人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 入札価格が予定価格を下回る場合は、再度入札を行う。
- (4) 再度入札（合わせて3回の入札）を行っても、なお予定価格を下回る場合は、最高価格者から順次予定価格を上回る金額で随意契約の折衝を行うことがある。

5. 契約について

(1) 落札者は、売買契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上げ）の金額を納めなければなりません。ただし、契約締結と同時に売買代金の全額を支払う場合は、契約保証金を免除するものとします。

なお、この契約保証金には、利息を付さないものとします。

(2) 契約保証金は、落札者が契約の全部を履行した場合は、遅滞なく契約保証金を還付するものとします。ただし、現金で納付した契約保証金は、落札者の契約保証金を充当する旨の申し出があった場合で、落札者が納入通知書に記載された納入期限までに売買代金（契約保証金額を除いた額）を完納したときに売買代金の一部に充当できるものとします。

(3) 売買契約締結後、落札者は、売買代金（契約保証金を充当する旨の申し出があった場合は、契約保証金額を除いた額）を納付するものとします。

(4) 契約保証金は、落札者が納入期限までに売買代金を完納しないとき、又は契約の条項に定める義務を履行しないときは、センターに帰属することになります。